

廃棄物再生事業者登録

しおり

令和7年2月

大阪府

目 次

【本編】

1	廃棄物再生事業者登録とは		P1
2	登録の対象		P1
3	登録の要件		P2
4	登録の申請手続		P4
5	登録を受けた場合		P6
6	登録後の変更など		P7
7	登録の取り消し		P11
8	報告徴収及び立入検査		P12

【様式記載方法および様式】

			記載方法	様式
1	廃棄物再生事業者登録申請書	様式第6号	P14	P28
2	事業の用に供する施設の概要	別紙様式1	P15	P29
3	事業計画の概要及び業務の経歴	別紙様式2	P16	P30
4	誓約書	別紙様式3	P17	P31
5	欠格要件適用対象者に関する書類	別紙様式4	P19	P33
6	廃棄物再生事業者変更届出書	様式第8号	P21	P35
7	廃棄物再生事業者事業場廃止・ 休止・再開届出書	様式第9号	P22	P36
8	許可書等再交付等申請書	様式第35号	P23	P37
9	廃棄物再生事業の実績	別紙様式5	P24	P38
10	亡失申立書	別紙様式6	P25	P39
11	遅延理由書	別紙様式7	P26	P40

【資料編】

1	大阪府再生事業者登録に関する要綱		P42
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係条文		P47
3	大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則		P49
4	国からの通知		P50

【巻末】

お問合せ、申請先など		P52
------------	-------	-----

※ なお、本書では法律、要綱等の名称を次のとおり省略しております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ⇒ 『廃棄物処理法』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ⇒ 『施行令』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ⇒ 『施行規則』

大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ⇒ 『細則』

再生事業者の登録に関する要綱 ⇒ 『要綱』

1 廃棄物再生事業者登録とは

廃棄物の再生を営んでいる事業者は、必要な施設を有し、環境省令で定める基準に適合しているときは、知事の登録を受けることができます。

(廃棄物処理法第 20 条の 2 第 1 項)

- 廃棄物再生事業者は登録を受けなくても、廃棄物の再生事業を行うことができます。

ただし、登録を受けた事業者の方のみが、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることができます。

- 大阪府では、平成 20 年 3 月 1 日に要綱を定め、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成にとって重要な役割を担う優良な再生事業者の育成を図っています。
- 市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的としているため、登録廃棄物再生事業者には協力を求めています。

(廃棄物処理法第 20 条の 2 第 4 項、要綱第 1 条、要綱第 6 条第 2 項)

2 登録の対象

廃棄物の再生を業として営んでいる事業者が登録の対象となります。

(1) 廃棄物の種類

- 一般廃棄物、産業廃棄物を問いません。
- 施行規則第 16 条の 2 に例示されている古紙、金属くず、空き瓶、古繊維に限りません。

(2) 事業者

- 株式会社、有限会社などの法人
- 個人営業により営利事業として行っている者
- 公益法人、事業協同組合などで定款または寄附行為で再生にかかる事業を行うことができると定めている者

(3) 業許可との関係

この登録を受けることによって、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業を行う場合の許可が不要になるものではありません。

3 登録の要件

登録を受けようとする事業者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する必要があります。

(廃棄物処理法第20条の2、施行規則第16条の2、要綱第3条)

(1) 事業の用に供する施設として次のすべての要件を満たす施設があること

施設は原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる賃借等の場合には、登録が可能です。

① 廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設

- 保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではありませんが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。

② 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設

- 事業場の外で廃棄物を運搬するトラックなどは含みません。

③ 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設

再生事業の種類	必要な施設	施設の具体例
古紙の再生を行う場合	当該古紙の再生に適する <u>梱包施設</u>	選別した古紙を輸送に適するように <u>圧縮し、梱包する施設</u> 。
金属くずの再生を行う場合	当該金属くずの再生に適する <u>選別施設</u> 及び <u>加工施設</u>	選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等 <u>再生の目的となる金属を選別する施設</u> 。 加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を <u>切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等</u> 。
空き瓶の再生を行う場合	当該空き瓶の再生に適する <u>選別施設</u>	カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設
古繊維の再生を行う場合	当該古繊維の再生に適する <u>裁断施設</u>	選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設
上記に掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合	当該廃棄物の再生に適する施設	この場合、中間処理業や処理施設の許可が必要な場合は、別途必要です。

※施設は、原則として固定式のものに限りします。

(2) 申請者の能力が次のいずれにも該当しないこと

① 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当する者

条文は別紙様式 3（誓約書）の裏面に添付しています。

- 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
- 次の法律に基づく処分もしくは罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、バーゼル法、ダイオキシン類対策特措法、PCB 特措法、暴力団対策法（第 32 条の 3 第 7 項、第 32 条の 11 第 1 項を除く）の規定、刑法（第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条）、暴力行為等処罰法
- 廃棄物処理法、浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
法人であつて、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。ただし、第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。
- 廃棄物処理法、浄化槽法の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法の規定による届出をした者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）
この期間内に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法の規定による届出があつた場合において、通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 暴力団対策法に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人、法人でその役員又は政令で定める使用人、個人で政令で定める使用人が上記事項のいずれかに該当するもの

② 大阪府生活環境の保全等に関する条例若しくは大阪府循環型社会形成推進条例又はこれらの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

- 個人においては施行令第 4 条の 7 で定める使用人、法人においてはその役員又は施行令第 4 条の 7 で定める使用人で当該執行日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者のあるものを含みます。
- 法人の役員には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます（以下、同じ）。

③ 施行令第 22 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

- 法人でその役員又は施行令第 4 条の 7 で定める使用人、個人で施行令第 4 条の 7 で定める使用人のうち該当する者のあるものを含みます。

(3) 経理的基礎があること

登録しようとする事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎があることが必要です。

(4) 廃棄物の再生事業を現に行っていることが確認できること

登録申請日以前において継続して、再生事業を行っていることが必要です。

4 登録の申請手続

登録を受けるためには、登録申請書の提出が必要です。

(施行令第 17 条、要綱第 4 条)

(1) 申請に必要な書類

登録申請にあたっては、表 1 に示す書類をそろえ、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を、ご提出ください。（受付を行った場合、副本は窓口で受付印を押印し返却しますので、申請者で保管しておいてください。）

(施行令第 17 条、施行規則第 16 条の 3、細則第 11 条、要綱第 4 条)

表 1 登録申請に必要な書類

	書類名	備考	法人の 場合	個人の 場合
1	廃棄物再生事業者登録申請書	様式第 6 号	○	○
2	事業の用に供する施設の概要を記載した書類	別紙様式 1	○	○
3	事業計画の概要及び業務経歴を記載した書類	別紙様式 2	○	○
4	事業の用に供する施設の構造を明らかにする 平面図、立面図、断面図及び構造図		○	○
5	定款又は寄附行為		○	
6	法人登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）		○	
7	住民票の写し（本籍地（外国人の方は国籍等） が記載されているもので、 <u>個人番号（マイナ ンバー）の記載がないもの</u> ）			○
8	直前 1 年の事業年度における法人税の納付す べき額及び納付済額を証する書類（納税証明書 その 1）		○	
9	直前 1 年の所得税の納付すべき額及び納付済 額を証する書類（納税証明書その 1）			○
10	直前 1 年の事業年度における貸借対照表		○	
11	直前 1 年の事業年度における損益計算書		○	
12	施設所在地の土地及び建物登記簿謄本及び借 地についての賃貸契約書又は使用承諾書等の 写し		○	○
13	登録の欠格要件に該当しないことを誓約する 書類（誓約書）	別紙様式 3	○	○
14	欠格要件適用対象者に関する書類	別紙様式 4	○	○
15	事業場の位置図及び場内配置図		○	○
16	事業場周辺及び施設関係の写真		○	○
17	廃棄物再生事業の実績	別紙様式 5	○	○
18	事業の実施に必要な許可証等の写し		○	○

・6,7,8,9,12: 申請受付時点において発行日から 3 か月以内の原本を添付するか、窓口
で原本提示の上その写しを添付してください（原本照合可）。

・17: 過去 3 か月程度の期間において廃棄物の再生の業を営んでいることが確認でき
る書類（搬入、搬出伝票等）を添付してください。

・18: 事業の実施に必要な許可等を得ていることを示す許可証等の写しが必要です。

例: 金属くずを扱う場合…金属くず業許可、古物商許可

金属くず、古紙、古繊維、空き瓶以外の一般廃棄物を扱う場合

…一般廃棄物処分業許可・指定、市町村からの委託

金属くず、古紙、古繊維、空き瓶以外の産業廃棄物を扱う場合…産業廃棄物処分業許可

※様式の記載方法は、【様式記載方法】ページをご参照ください。

(2) 申請の窓口

- 廃棄物再生事業者の登録申請窓口は、大阪府産業廃棄物指導課処分業指導グループです。
- 申請にあたっては、実際に事業に供する施設が要件を満たすかを確認するため、事前相談及び施設確認の上、申請書の提出を受け付けています。

(3) 登録手数料

- 登録にあたっては、40,000 円の手数料が必要です。
- 申請の窓口（産業廃棄物指導課）で書類のチェックを受け、登録の対象となることを確認した後に、咲洲庁舎（1 階の手数料納付窓口）で、現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）により納付していただきます。

（注）キャッシュレスによる納付について詳しくは以下の会計局のホームページをご覧ください。

「大阪府庁（本庁）の手数料納付窓口について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>

- 登録手数料はいかなる場合であっても返還できません。

5 登録を受けた場合

登録を受けた場合、登録証明書を交付します。

（施行令第 19 条、要綱第 5 条）

(1) 登録証明書の交付

大阪府において登録申請書を受理した後、その内容を審査のうえ、登録の基準に適合すると認められたときは、廃棄物再生事業者登録証明書を交付します。

また、登録廃棄物再生事業者名簿に登録します。

（施行令第 19 条、施行規則第 16 条の 4、要綱第 5 条第 2 項）

《登録証明書の記載事項》

- ① 法人の場合は、法人の名称、住所および代表者の氏名
個人の場合は、氏名および住所
- ② 事業場の所在地
- ③ 廃棄物の再生に係る事業の内容
- ④ 登録の年月日および登録番号

※ 登録証明書はその登録を受けた事業場の見えやすい場所に掲示してください。

(2) 登録廃棄物再生事業者の名称の使用

登録を受けた事業者のみが、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることができます。(廃棄物処理法第 20 条の 2 第 3 項)

登録を受けずにこの名称を用いたときは、廃棄物処理法により罰則が科せられます。(廃棄物処理法第 34 条)

(3) 再生事業の記録

登録廃棄物再生事業者は、実施した再生事業について、帳簿等を作成し、記録をするように努めてください。(要綱第 6 条第 1 項)

(4) 市町村に対する協力

登録廃棄物再生事業者は、市町村から集団回収など、一般廃棄物の再生について協力を求められたときは、ご協力をお願いします。(要綱第 6 条第 2 項)

6 登録後の変更など

登録を受けた後に、法人の名称、代表者氏名、事業場の追加、施設の変更があった場合、変更届出が必要です。また事業を休止、廃止する場合も届出が必要です。(施行令第 20 条、要綱第 8 条)

(1) 廃棄物再生事業者変更届

登録事項に変更があったときは、30 日以内に、知事にその旨を届け出なければなりません。(施行令第 20 条)

- 所定の用紙（様式第 8 号）により、変更のあった日から 30 日以内に、大阪府に正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。
- 届出の必要な変更事項*および必要な添付書類は、表 2 に示すとおりです。(細則第 11 条)
- 表 2 ①～⑤の事項に変更があったときは、変更届の際に登録証明書を提出してください。また、表 2 ⑥の事項のうち、登録証明書の内容が変更となる場合は、変更届の際に登録証明書を提出してください。変更部分を書き換えた上で再交付します。(細則第 12 条)
- 住民票の写しや登記事項証明書は、申請受付時点において発行日から 3 か月以内の原本を添付するか、窓口で原本提示の上その写しを添付してください（原本照合可）。
- 上記の添付書類だけでは詳細が不明な場合は、さらに別の書類または図面を提出していただくことがあります。
- 変更届は郵送での受付も可能です。登録証の書換えを伴わない変更届をお送りいただく際には、必ず副本を返信するための返信用封筒（返送先を記載し、返信分金額の切手を貼ったもの）を同封してください。登録証の

書換えを伴う変更の場合で、郵送での登録証の交付を希望される場合は、
レターパックプラスを同封してください。

表 2 変更届に必要な書類

	①	②	③		④	⑤		⑥		⑦
	【法人の場合】 法人の名称、住所、代表者	【個人の場合】 氏名、住所	事業場の所在地 増	減	事業場の名称	事業内容 増	減	事業の用に供する施設 増	減	事務所の所在地
廃棄物再生事業者変更届出書 (様式第8号)	○	○	○		○	○		○		○
定款	変更がある場合 必要	×	×		×	×		×		×
法人登記簿の謄本	○	×	×		×	×		×		×
住民票の写し (本籍地等が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの)	×	○	×		×	×		×		×
誓約書(別紙様式3)	○	○	×		×	×		×		×
登録証明書	○	○	○		○	○		登録証の内容に 変更がある場合		×
施設所在地の土地・建物 登記簿謄本 賃貸契約書又は使用承諾書 の写しなど(借地の場合)	×	×	○	×	×	×		×		×
事業場の位置図※	×	×	○	×	×	○		○		×
場内配置図※	×	×	○	×	×	○		○		×
事業の用に供する施設の 概要を記載した書類※ (別紙様式1)	×	×	○	×	×	○		○		×
事業の用に供する施設の 構造を明らかにする平面図、 立面図、断面図、構造図※	×	×	○	×	×	○		○		×
事業計画の概要及び業務 経歴を記載した書類※ (別紙様式2)	×	×	変更がある 場合	×	×	○	×	変更がある 場合		×
廃棄物再生事業の実績 (別紙様式5)	×	×	○	×	×	○	×	変更がある 場合	×	×
遅延理由書	変更後30日が経過している場合									
亡失申立書	登録証明書を紛失した場合									×

※ 変更がある場合は、変更前後の書類をご提出ください。

(2) 廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届

事業場を廃止し、もしくは休止し、または休止した事業場を再開したときは、30 日以内に、知事にその旨を届け出なければなりません。

(施行令第 21 条、要綱第 9 条)

所定の用紙（様式第 9 号）により、30 日以内に、大阪府に正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出してください。

① 廃棄物再生事業者事業場廃止届

事業場全体を取り壊したり、他の用途に使用するなどして、再生に係る事業を取りやめたときに必要です。

- 登録の効力はなくなりますので、登録証明書は大阪府に返納しなければなりません。（細則第 18 条第 1 号、要綱第 12 条）
- その後、再度廃棄物の再生に係る事業を始め、登録を受けようとするときは、あらためて新規登録申請していただく必要があります。
- 登録証明証を紛失した場合は、亡失申立書をあわせて提出してください。

② 廃棄物再生事業者事業場休止届

事業場はそのままにして、いったん廃棄物の再生に係る事業を中断したときに必要です。

- 登録は引き続き有効ですので、登録証明書は保管しておいてください。
- その後に、事業場を廃止したときは、廃棄物再生事業者事業場廃止届を、再生に係る事業を再開したときは、廃棄物再生事業者事業場再開届を提出していただく必要があります。

③ 廃棄物再生事業者事業場再開届

休止届を提出した後に、廃棄物の再生に係る事業を再開したときに必要です。

- 再開にあたって、再開に係る事業の内容や施設などの登録事項を変更したときは、あわせて廃棄物再生事業者変更届を提出していただく必要があります。

(3) 登録証明書再交付申請

登録証明書を亡失し、滅失し、汚損し、または破損したときは、登録証明書の再交付を申請し、再交付を受けることができます。

(細則第 13 条第 1 項、要綱第 7 条)

具体的には、登録証明書を紛失など証明書そのものが手元にない場合や、証明書そのものは手元にあっても、誤って汚したり、破ってしまい、記載内容が読み取れないような場合をいいます。

- 所定の用紙（様式第 35 号）により、大阪府に正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出してください。
- 汚損または破損により再交付の申請をするときは、登録証明書を添付して申請してください。
(細則第 13 条第 2 項、要綱第 7 条)
- 亡失により登録証明書の再交付を受けた後に、亡失した証明書を発見したときは、その発見した証明書を大阪府に返納しなければなりません。

(細則第 12 条第 3 項、要綱第 12 条)

- 再交付の手数料として 1,500 円（現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）により納付窓口にて支払い）が必要です。

(注) キャッシュレスによる納付について詳しくは以下の会計局のホームページをご覧ください。

「大阪府庁（本庁）の手数料納付窓口について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>

7 登録の取り消し

登録廃棄物再生事業者が次のいずれかに該当する場合に、知事は登録を取り消すことができます。
(施行令第 22 条、要綱第 11 条)

(1) 知事が登録を取り消すことができる場合

- ① **事業の用に供する施設や再生事業者の能力が登録の基準に適合しなくなったとき**
- ② **廃棄物再生事業者変更届や廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届をしなかったとき**
- ③ **不正な手段により、登録に関わる手続きを行い、又は行うべき手続きを行わなかったとき**

- 知事が登録を取り消そうとするときは、聴聞を行います。
- 知事が登録を取り消すときは、その理由を記載した文書で通知します。
- 知事が登録を取り消した場合は、登録証を返納しなければなりません。

(細則第 18 条第 2 項、要綱第 12 条)

8 報告の徴収及び立入検査

知事は、必要があると認める場合は、報告の徴収及び立入検査を行うことができます。
(廃棄物処理法第 18 条、要綱第 13 条)